

募集



保育園会計年度任用職員(保育士)

募集

業務内容 保育補助業務

賃金 市の規定に基づき支給

(通勤手当は距離に応じて支給)

勤務地 市立保育園

勤務時間 午前7時30分～午後7時

(うち7時間以内勤務、休憩1時間有)、週5日以内

応募資格 保育士資格を有する方

提出書類 履歴書(写真貼付)、資格

の写し、後日依頼のときに健康診断書

提出先 子育て支援課(甚目寺庁舎)

書類提出後、面接のうえ決定します。

問合せ 子育て支援課

☎444・3173

FAX 443・3555

環境・衛生



資源ごみ収集と廃棄物減量等推進員

毎月一回実施している資源ごみの円滑な収集は、各地区推進員の方のご協力があつてこそ成り立っている。

ます。推進員の方々に必要以上のご負担を掛けないよう、分別と出し方のルールを必ず守ってください。

問合せ 環境衛生課

☎444・3132

FAX 443・3555

駆除の相談は?

害虫・害獣(害鳥)の駆除にお悩みの当事者にとつて、最適な方法で解決できるよう、各種別ごとに応じた、次のご案内窓口までお問い合わせください。

①害虫・害獣(害鳥)

公益社団法人 愛知県ペストコントロール協会(業者のお取り次ぎのみ。駆除の依頼は受付不可)

受付時間は月～金曜日の午前10時から午後4時まで(祝日を除く)

☎452・7122

※業者対応の場合は有料となり、駆除の引き受けには諸条件があります。ご依頼内容や、業者によつてはお引き受け条件が変わる場合もあります。直接依頼時に、詳細をご確認ください。

②害獣(害鳥)のみ(害虫は受付不可)

環境衛生課(甚目寺庁舎)

※市対応の場合は無料となりますが、駆除のお引き受けには諸条件がある。

り、ご相談内容により、市としてはお断りする場合があります。相談時に、直接詳細をご確認ください。

問合せ 環境衛生課

☎444・3132

FAX 443・3555

発火の危険性があるごみについて

ごみ収集車(パッカー車)やごみ処理工場の火災事故は「スプレー缶、ガス缶、ライター、乾電池(充電式電池含む)」の可燃ごみへの混入が主な原因です。火災事故発生時は、単に日常の作業に支障が出るだけではなく、市全体のごみ収集に、多大な影響もおよぼしかねません。

スプレー缶、ガス缶、ライター、乾電池(充電式電池含む)は、可燃ごみでは絶対に出さず、資源ごみ回収時の安全な分別と出し方に、ご協力ください。

日頃から、市民一人ひとりが次の場所と適切に分別して出すことで、火災事故発生の未然防止につながります。

①資源ごみ収集ステーション(市内各地域ごと)毎月1回(七宝地区：第2水曜日、美和地区：第3水曜日、甚目寺地区：第4水曜日)の午前9時まで。

②あま市リサイクルステーション

(甚目寺庁舎駐車場内)毎日：午前9時から午後5時まで。(土・日曜・祝日含む。ただし、12月31日から翌年1月3日までを除く)開場中は、いつでも受入れ可能です。

問合せ 環境衛生課

☎444・3132

FAX 443・3555

事業所から出るごみの処分方法

営利、非営利の目的にかかわらず、一般家庭以外の全事業者による事業活動に伴つて排出されるごみは、家庭系ごみ収集には出せません。事業所から出るごみには、次の2種類があります。

①産業廃棄物

関係法令規定の20種類があります。●販売店舗等、取扱い業者へ処分をご相談ください。

●県の産業廃棄物収集運搬許可業者へ処分をご相談ください。

②事業系一般廃棄物

産業廃棄物以外の紙くず、繊維くず、木くず、生ごみ(いずれもリサイクルできないごみ)

●市の事業系一般廃棄物収集運搬許可業者へ処分をご相談ください。

あわせてご参照ください

・冊子「令和4年度あま市ごみの分別と出し方のルール」11ページ・収集できないごみ・市公式ウェブサイト「事業系のごみ等の処分」

Web <https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/recycle/gomi/1002379.html>

※リサイクルできるごみは、廃棄物再生事業者へ処分をご相談ください。



問合先 環境衛生課

☎444・3132

FAX 443・3555

医療廃棄物の処分方法

医療廃棄物とは、医療関係機関等が事業活動や在宅医療等の医療行為に伴って排出する廃棄物(ごみ)を指します。

脱脂綿、ガーゼ、包帯、ギブス、紙おむつ、注射針、注射筒、輸液点滴セット、体温計、試験管等の検査器具、有機溶剤、血液、臓器・組織等のうち、人への感染や感染する恐れがある病原体を含んだり付着しているものは「感染性廃棄物」といい、数量の多少にかかわらず、市の家庭系ごみ収集には出せません。感染性廃棄物には、次の2

種類があります。

●感染性産業廃棄物

医療行為等で廃棄物となった血液、注射針、レントゲン定着液等のうち感染性廃棄物である特別管理産業廃棄物

●感染性一般廃棄物

医療行為等で廃棄物となった紙くず、包帯、脱脂綿等のうち感染性廃棄物である特別管理一般廃棄物

問合先 環境衛生課

☎444・3132

FAX 443・3555

防犯

年末の安全なまちづくり県民運動

12月11日(日)～20日(火)

運動の趣旨

この運動は、県民一人ひとりが防犯意識を高め、県民総ぐるみの安全なまちづくり活動を広く県民運動として推進し、犯罪を起こさない環境づくりに取り組むことにより、安全に安心して暮らせる社会の実現を目指します。

重点

- ・特殊詐欺の被害防止
- ・侵入盗の防止

・自動車盗の防止

問合先 安全安心課

☎444・0862

FAX 441・8330

あま市月別窃盗犯発生状況(暫定値)

手口	令和4年9月中 認知件数	前月比
侵入盗 (空き巣など)	2件	-5件
乗物盗 (自動車盗など)	8件	-5件
非侵入盗 (車上ねらいなど)	13件	+5件
計	23件	-5件

問合先 安全安心課
☎444・0862 FAX441・8330

消防

年末にかけて防火点検を

毎年、寒さが厳しい時期になると、暖房器具等を使う機会が増え、火に対する注意が必要になります。

消防団では、12月28日(水)から年末の夜間特別警戒を実施します。ご家庭でも火を使った後や、お出かけ前、お休み前にはもう一度火の元を確かめ、防火に努めましょう。

問合先 安全安心課

☎444・0862

FAX 441・8330



あま市消防団員募集!



この街を火災や災害から守るためには皆さんの力が必要です。

消防団とは?

条例に基づいて市が設置している消防機関です。

消防団員はほかに職業や学業を持ちながら、火災発生時の消火活動や地震、風水害などの自然災害における救助活動、避難誘導などを行うとともに、平常時には災害時に備え日々訓練を行っています。また、防火啓発、年末の夜間特別警戒など地域の安全安心のために活動しています。

主な待遇

消防団員の身分は、非常勤の特別職の地方公務員です。災害時の出勤手当、年額報酬等(年間3万6,000円)が支給され、災害補償制度にも加入しております。また、一定期間

以上勤務し、退団した場合は、退職金が支給されます。

対象条件

市内在住もしくは在勤で18歳以上のうち健康で身体を動かすことに支障がない方。

申込・問合先 安全安心課

☎444・0862

FAX 441・8330

救急車の適正利用について

令和3年の海部東部消防組合の救急出動件数は5,430件で、救急搬送された方は5,022人です。年間を通じて24人に1人が救急搬送されていることとなります。救急搬送された方のうち、入院加療を要しないと診断された「軽症」の方は、約42%となっています。また、軽症者の中には「救急車の不適切利用」に該当するケースも数多く見受けられます。そのため、救急車の重複要請により、到着時間が遅れ、本当に救急車が必要な人にすぐに出勤することができないという事態が起きています。

こうしたケースで救急車がよばれましたら本当に必要なか考えてみましょう。

- ・救急車は無料だから
- ・通院、入院予定日だったから

・どこの病院へ行けばいいかわからなかったから

・救急車で行くとはやく診てもらえるから

※診察してもらえない病院がわからない等、迷った場合はお問い合わせください。

問合先 海部東部消防組合

☎442・0119

FAX 442・3180

防災

避難所の運営について

市では、市内42区ある各区において自主防災会を組織し、活動をしていただいています。発災時には、職員が避難所にたどり着けないことも想定されるため、自主防災会を中心に避難所の運営を行っていただく場合もあります。また、市においても備蓄はしておりますが、それに加えて自主防災会単位でも日頃からチェーンソーや発電機などの資機材及び非常食や水などの備蓄をしていただいています。避難所運営が長期化する場合には、自主防災会が避難所運営の中心となることで、市行政は支援物資の分配等の後方支援や復興支援に

回ることができ、より早く災害からの復旧・復興に取りかかることができます。日頃から地域の自主防災活動に興味を持ち、公助のみならず、自助・共助を心がけ、いざというときに備えるようにしてください。

〈参考〉市公式ウェブサイトの「あま市避難所運営マニュアル活用の手引き」をご覧ください。

Web <https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/safety/bousai/1002242.html>

問合先 安全安心課

☎444・0862

FAX 441・8330



家具転倒防止器具の取付支援

市では家具転倒防止器具の取付支援を無料で行っています。

対象(同一年度に1回まで)

- ①高齢者(65歳以上)の属する世帯
- ②身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
- ③中学生以下の子どもとその母親のみの世帯

受付期間

令和5年2月28日(火)までに所定の申請書に必要事項を記入し、安全安心課(本庁舎)、もしくは七宝・甚目寺

市民サービスセンターへお申し込みください。(土・日曜・祝日と年末年始を除く)ただし、定数に達した場合は受付を終了します。

事業の内容等

- ①家具転倒防止器具(金具)を用いて柱、壁等に固定する。
- ②家具固定は、1世帯につき家具3本までとする。
- ③対象は木製家具、冷蔵庫とする。ピアノ、仏壇等は不可。
- ④取付作業は委託業者が行う。

問合先 安全安心課

☎444・0862

FAX 441・8330

あま市防災情報メールについて

市では、災害時における避難所の開設、避難指示等の情報を携帯電話のメールサービス「あま市防災情報メール」で配信しています。

確実に情報を伝えることができますので、1人でも多くご登録いただきますようお願いいたします。

登録先メールアドレス

✉bousai.ama-city@raiden.ktaiw.ork.jp

- ①携帯電話等の新規メールに宛先を入力し空メールを送信する。



交通安全

令和4年中交通事故死亡者数

地 域	死者数
愛知県	94人
津島警察署管内	1人
あま市	0人

令和4年9月末現在

問合先 安全安心課

☎444・0862 FAX441・8330

件名・本文は必要ないので、宛先のみ入力してください。

②返信されたメール内のアドレスにアクセスし、登録してください。

※空メールが送信できない場合は本文に何か1文字入れてください。

※受信設定をしている方はドメイン指定を解除してください。

※登録ができない場合は、安全安心課へお問い合わせください。

問合先 安全安心課

☎444・0862

FAX 441・8330

交通事故の起こりやすい場所～守って安全・知って安心～Vol.77

名称 辻畑交差点付近
場所 新居屋郷

朝、自転車での出勤時。広い歩道を通っていたら、駐車場から軽トラが猛スピードで飛び出してきた。左右確認もなく歩道を横切つて、本線へ。次の瞬間、急停止した。自転車と軽トラの距離は1メートル。もう少しで交通事故になるところだった。近くに病院もでき、交通量が多くなつたので、駐車場などから出てくる自動車に気を付けなければならぬ。また、車は歩道を横切る手前で一旦停止を必ずしなければならない。

(市公式ウェブサイトに掲載ヒヤリハット・あ！マップから抜粋)



(危険と感じる場所や体験等の情報を募集しています)

問合先 安全安心課

☎444・0862

FAX 441・8330

年末の交通安全県民運動

12月1日(木)～12月10日(土)

12月6日(火) 午後4時～6時

県内一斉大監視

運動重点

- ・夕暮れ時と夜間の事故防止と飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- ・自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底
- ・歩行者の安全の確保と運転者の安全運転意識の向上

12月は飲酒運転根絶強調月間です。

飲酒運転を四(し)ない運動

- ・運転するなら酒を飲まない。
- ・酒を飲んだら運転しない。
- ・運転する人に酒をすすめない。
- ・酒を飲んだ人に運転させない。

交通安全まんが
みどりちゃん
沢村ツトム



ハンドルキーパー運動

ハンドルキーパーは、自動車仲間や知人と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人を決め、その人が自動車の運転をして仲間などを送り届ける運動です。

問合先 安全安心課

☎444・0862

FAX 441・8330

